

令和7年度からの
移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業
について（変更点）
（利用者向け）

令和7年3月
市川市 障がい者支援課

目次



0 1	移動支援事業について	… P 3
0 2	訪問入浴サービス事業について	… P 18
0 3	日中一時支援事業について	… P 21
0 4	問合せ先	… P 24

01 移動支援事業について

令和6年度との変更点

- (1) 利用料が変わります（自己負担がある方のみ）
- (2) 通学にも利用できるようにします
- (3) 外出経路の一部のみの利用も可とします
- (4) グループ支援を設けます
- (5) 「伴う」・「伴わない」の判定基準を見直します
- (6) 移動支援基準を作りました

01 移動支援事業について

(1) 利用料が変わります（自己負担がある方のみ）

市川市では、平成21年度に移動支援事業を開始して以降、一度もサービス単価を変更しておりませんでした。一部の時間帯について近隣市等と比較して単価が安価であったことから、3年に一度行われている障害福祉サービス等報酬改定の内容や近隣市の単価を参考にして、
令和7年4月利用分より、サービス単価を見直すこととしました。
また、新たに「喀痰吸引等実施加算」も創設します。

これにより、ご利用者様の負担額も変わります（自己負担がある方のみ）。

※ 世帯の全員*が市町村民税「非課税」又は「均等割のみ課税」の場合や、世帯の全員*が生活保護を受けている場合は、移動支援事業の利用に当たってご利用者様の費用負担はありません。この点は従前と変更ありません。

* →ご利用者様が18歳以上である場合は、「世帯の全員」ではなく「ご利用者様ご本人とその配偶者のみ」となります。

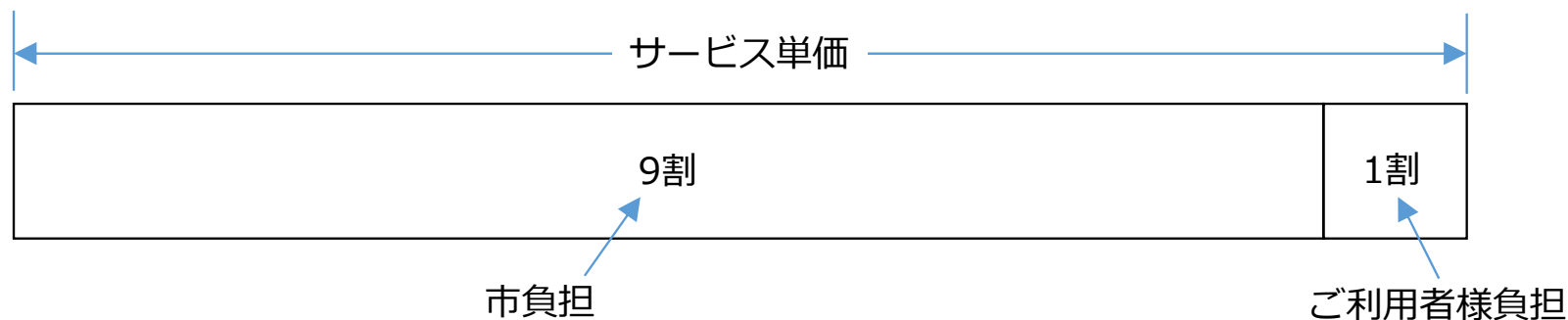
01 移動支援事業について

－ (1) 利用料が変わります (自己負担がある方のみ)

○移動支援事業の利用にあたってご利用者様負担がある方については、
ご利用者様の費用負担は、サービス単価の1割です。

(ただし、1か月の合計で37,200円が上限です。)

この点も従前と変わりありません。



(ただし、1か月の合計で37,200円が上限)

※ ご利用者様負担がない方については、市が全額(10割)を負担。

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

○令和7年度より、移動支援事業のサービス単価は次のように変わります。

(ご利用者様の費用負担は、サービス単価の1割。)

・ 身体の介護を伴う場合

<現行(令和6年度まで)>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	<u>2,340円</u>
1 回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	<u>4,070円</u>
1 回当たりの利用時間が1時間を超え1時間30分以下のとき	<u>5,900円</u>
1 回当たりの利用時間が1時間30分を超え4時間以下のとき	5,900円に1時間30分から計算して30分を増すごとに1,200円を加算した額
1 回当たりの利用時間が4時間を超えるとき	11,900円に4時間から計算して30分を増すごとに830円を加算した額



<令和7年度から>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	<u>2,710円</u>
1 回当たりの利用時間が30分を超え1時間以下のとき	<u>4,280円</u>
1 回当たりの利用時間が1時間を超え1時間30分以下のとき	<u>6,220円</u>
<u>1 回当たりの利用時間が1時間30分を超え2時間以下のとき</u>	<u>7,100円</u>
1 回当たりの利用時間が2時間を超え4時間以下のとき	<u>7,100円</u> に2時間から計算して30分を増すごとに1,200円を加算した額
1 回当たりの利用時間が4時間を超えるとき	11,900円に4時間から計算して30分を増すごとに830円を加算した額

※ サービス単価は、夜間(18～22時)又は早朝(6～8時)の場合は1.25倍、深夜(22～翌6時)の場合は1.5倍。

※ 利用時間に端数がある場合、15分未満は切捨て、15分以上45分未満は30分にまるめ、45分以上は1時間に切上げてサービス単価を計算。(この2点は改正なし。)

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

- ・ 身体介護を伴わない場合

<現行(令和6年度まで)>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	810円
1 回当たりの利用時間が30分を超え 1 時間以下のとき	1,530円
1 回当たりの利用時間が 1 時間を超えるとき	1,530円に 1 時間から計算して30分を増すごとに760円を加算した額



<令和7年度から>

	サービス単価
1 回当たりの利用時間が30分以下のとき	1,120円
1 回当たりの利用時間が30分を超え 1 時間以下のとき	2,080円
1 回当たりの利用時間が 1 時間を超え 1 時間30分以下のとき	2,910円
1 回当たりの利用時間が 1 時間30分を超えるとき	2,910円に 1 時間30分から計算して30分を増すごとに730円を加算した額

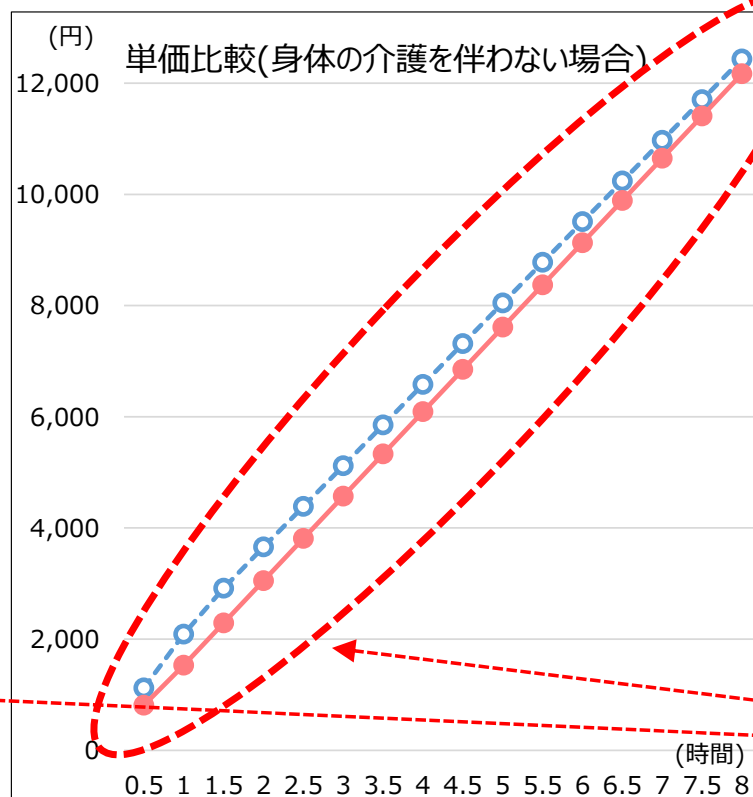
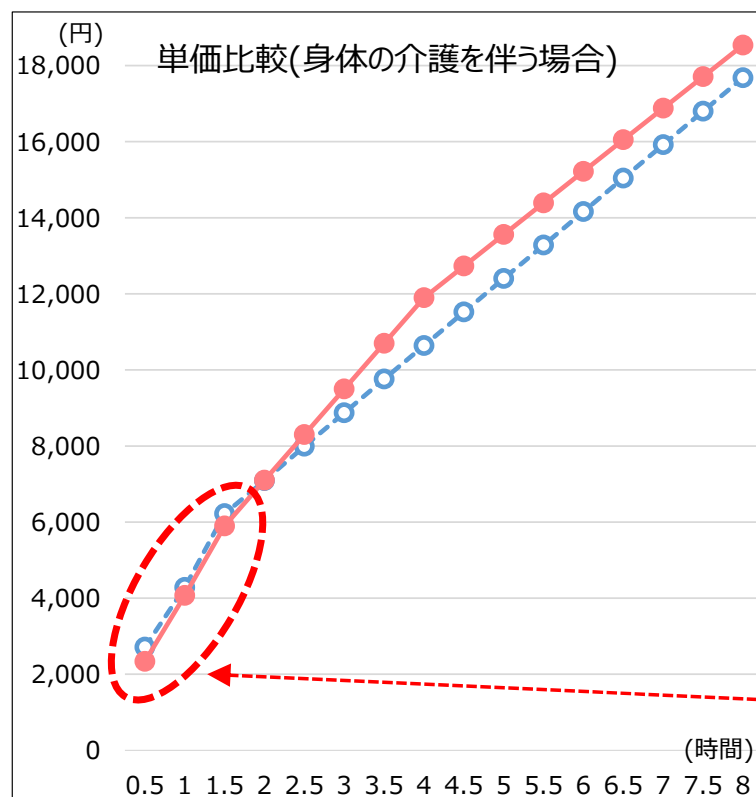
※ サービス単価は、夜間(18～22時)又は早朝(6～8時)の場合は1.25倍、深夜(22～翌6時)の場合は1.5倍。

※ 利用時間に端数がある場合、15分未満は切捨て、15分以上45分未満は30分にまるめ、45分以上は1時間に切上げてサービス単価を計算。(この2点は改正なし。)

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

○この見直しは、居宅介護の通院等介助の報酬単価と比較した結果です。



● 移動支援
○ 居宅介護

居宅介護よりも単価が低い時間帯について、居宅介護並みまで単価を引き上げるもの。

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

○結果的に、各時間帯のサービス単価は下記のようにになります。
(ご利用者様の費用負担は、サービス単価の1割。)

移動支援（身体の介護を伴う場合）

	サービス単価 (～R6年度)		サービス単価 (R7年度～)
～0.5時間	<u>2,340円</u>		<u>2,710円</u>
～1時間	<u>4,070円</u>		<u>4,280円</u>
～1.5時間	<u>5,900円</u>		<u>6,220円</u>
～2時間	7,100円		7,100円
～2.5時間	8,300円		8,300円
～3時間	9,500円		9,500円
～3.5時間	10,700円		10,700円
～4時間	11,900円		11,900円
～4.5時間	12,730円		12,730円
～5時間	13,560円		13,560円
～5.5時間	14,390円		14,390円
～6時間	15,220円		15,220円
...	...		...

移動支援（身体の介護を伴わない場合）

	サービス単価 (～R6年度)		サービス単価 (R7年度～)
～0.5時間	<u>810円</u>		<u>1,120円</u>
～1時間	<u>1,530円</u>		<u>2,080円</u>
～1.5時間	<u>2,290円</u>		<u>2,910円</u>
～2時間	<u>3,050円</u>		<u>3,640円</u>
～2.5時間	<u>3,810円</u>		<u>4,370円</u>
～3時間	<u>4,570円</u>		<u>5,100円</u>
～3.5時間	<u>5,330円</u>		<u>5,830円</u>
～4時間	<u>6,090円</u>		<u>6,560円</u>
～4.5時間	<u>6,850円</u>		<u>7,290円</u>
～5時間	<u>7,610円</u>		<u>8,020円</u>
～5.5時間	8,370円		8,750円
～6時間	<u>9,130円</u>		<u>9,480円</u>
...	...		...

※ サービス単価は、夜間(18～22時)又は早朝(6～8時)の場合は1.25倍、深夜(22～翌6時)の場合は1.5倍。

※ 利用時間に端数がある場合、15分未満は切捨て、15分以上45分未満は30分にまるめ、45分以上は1時間に切上げてサービス単価を計算。(この2点は改正なし。)

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

○今回のサービス単価見直しによる利用料への影響（試算）

令和5年4月サービス利用分から令和6年3月サービス利用分までの集計データをもとに試算したところ、利用者負担がある方の利用者負担額は、平均して**1時間当たり12.88円**増加すると見込んでいます。

	令和5年度利用分
実利用者数	528人
うち、利用者負担があった方	32人
利用者負担があった方の総利用月数	213月
利用者負担があった方の総利用時間数 (A)	1,545時間
利用者負担総額 (B)	441,940円
1時間当たり負担額 (B/A)	286.05円



新単価による試算

461,850円	(+ 19,910円)
298.93円	(+ 12.88円) (+ 4.5%)

※ 利用者負担があった方を個々に見ると、1時間当たりの利用者負担額の増加は、最も少なくても0円、最も多くても56.97円という試算になりました。

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

- 今回のサービス単価見直しの結果、「身体の介護を伴う場合」で、一部、少額ながらサービス単価が下がる時間帯が生じます*。

(* → 「身体の介護を伴う場合」であって、日中(又は夜間)に1.5時間以下のサービス単価を算定し、かつ、夜間(又は深夜)以降にも引き続きサービスを提供する場合で、さらに、総算定時間が2時間以上の場合に、単価が現行より1回あたり50～100円下がります。ただし、その他のサービス提供では単価が0～550円上がります。)

- 「身体の介護を伴わない場合」では、総算定時間が9～11時間程度まではサービス単価が増額となります（総算定時間がそれよりも長い場合は、サービス単価が現行よりも減額となります）。
- 上記のように一部減額となる理由や、近隣市との単価比較をお知りになりたい場合は、事業者様向け説明資料をご覧ください。

01 移動支援事業について

－ (1) サービス単価を見直します

かく たん

○喀痰吸引等実施加算について

移動支援に新たに「喀痰吸引等実施加算」を創設します。

○内容

移動支援事業が行われる際に、**喀痰吸引等***が必要な方に対して、保健師や介護福祉士等により喀痰吸引等が併せて行われた場合に、この費用がかかります。
(自己負担がある方のみ。)

* →喀痰吸引等とは、次の一～五の行為であって、医師の指示の下に行われるものをいいます。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

○サービス単価

1日につき**1,060円**。

(自己負担がある方の費用負担はこの**1割**。自己負担がない方については、市が全額を負担。)

※ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の「喀痰吸引等支援体制加算」が100単位であることから、100単位×10.6円＝1,060円としました。

01 移動支援事業について

(2) 通学にも利用できるようにします

利用できる方

市内に住所を有し、自身の力で居宅から学校まで行くことが困難で、

次の①又は②のいずれかに該当する方

- ① 本人に重度の障がい等（重度心身障害、医療的ケア、強度行動障害）の特性があること
- ② 保護者等に特別な事情（※1）があり、他の送迎手段や付き添いが得られないこと
（※1）ひとり親、単身赴任、世帯に複数の障がい児、保護者の疾病、同居者への介護、保護者の就労等

通 学 先

特別支援学校等

（義務教育における特別支援学校、特別支援学校高等部及び学区外の特別支援学級（※2））

（※2）特別支援学校幼稚部及び普通学級は対象外

※ 通学に限らず、車両を利用しても、運転者は移動支援報酬で評価できません。

01 移動支援事業について

(3) 外出経路の一部のみの利用も可とします

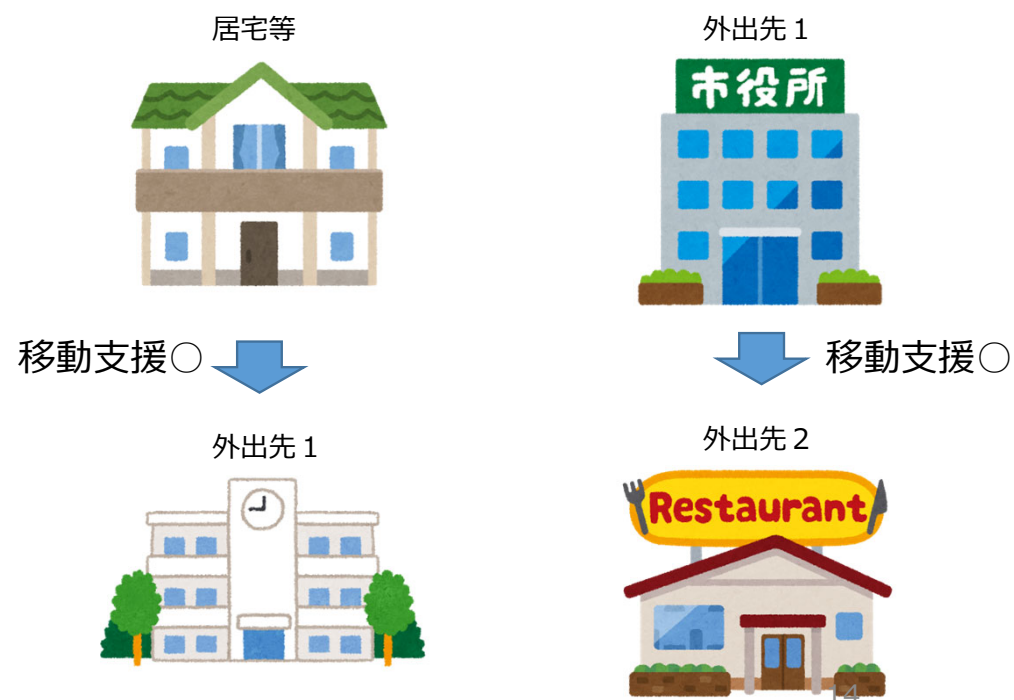
(現在)

原則として、居宅等～外出先～居宅等までの利用



(見直し後)

外出経路の一部のみの利用も可



01 移動支援事業について

(4) グループ支援を設けます

事業者がグループ支援を実施するための条件

○グループ支援は、事業者が次の①から⑤までの全てを満たす場合に行うことができます。

- ① 一人の支援者が支援する利用者が2人以下であること。
- ② 支援者が担当する利用者兩名に対し 1：1での移動支援を行ったことがあること。
- ③ 一つのグループについて支援者が2人以上であること。
- ④ すべての利用者の意向に基づく支援であること。
- ⑤ あらかじめ事業者において支援計画書を作成し、事故等なく安全に支援が完了するよう十分に留意して実施すること。

※ サービス単価は、個別支援の場合の75%の額となります。



01 移動支援事業について

(5) 身体介護を「伴う」・「伴わない」の判定基準を見直します

(現在)

食事や排せつについて、介護者の支援を
全面的に必要としたり、行動面において
突発的な行動等があり、声かけのみでは
その行動が制止できないため、身体的な
介護を要する等の判断がなされた場合
(「移動支援支給内容確認票」で**4点以上**)



(見直し後)

食事や排せつについて、介護者の支援を
_____必要としたり、行動面において
突発的な行動等があり、声かけのみでは
その行動が制止できないため、身体的な
介護を要する等の判断がなされた場合
(「移動支援支給内容確認票」で
いずれか1つの項目に該当)

※ 見直しにともない、現在「伴わない」で支給決定している方が、「伴う」に変更となる場合があります。
変更を希望される場合は再度聞き取り調査をさせていただきますので、障がい者支援課（相談グループ）
にご相談ください。

01 移動支援事業について

(6) 移動支援基準を作りました

基準の内容

- 1 移動支援事業の概要
- 2 移動支援事業を利用することができる方
- 3 支給量基準
- 4 実施方法
- 5 外出の範囲
- 6 外出に係る移動手段
- 7 料金の利用者負担
- 8 報酬
- 9 身体介護を伴う・伴わないの判断基準

市Webサイトに掲載
予定

02 訪問入浴サービス事業について

令和6年度との変更点

○利用料が変わります（自己負担がある方のみ）

市川市では、平成21年度に訪問入浴サービス事業を開始して以降、一度もサービス単価を変更しておりませんでした。移動支援事業のサービス単価見直しにあわせ、**令和7年4月利用分より**、訪問入浴サービス事業のサービス単価を見直すこととしました。

これにより、ご利用者様の負担額も変わります（自己負担がある方のみ）。

※ 世帯の全員*が市町村民税「非課税」又は「均等割のみ課税」の場合や、世帯の全員*が生活保護を受けている場合は、訪問入浴サービス事業の利用に当たってご利用者様の費用負担はありません。この点は従前と変更ありません。

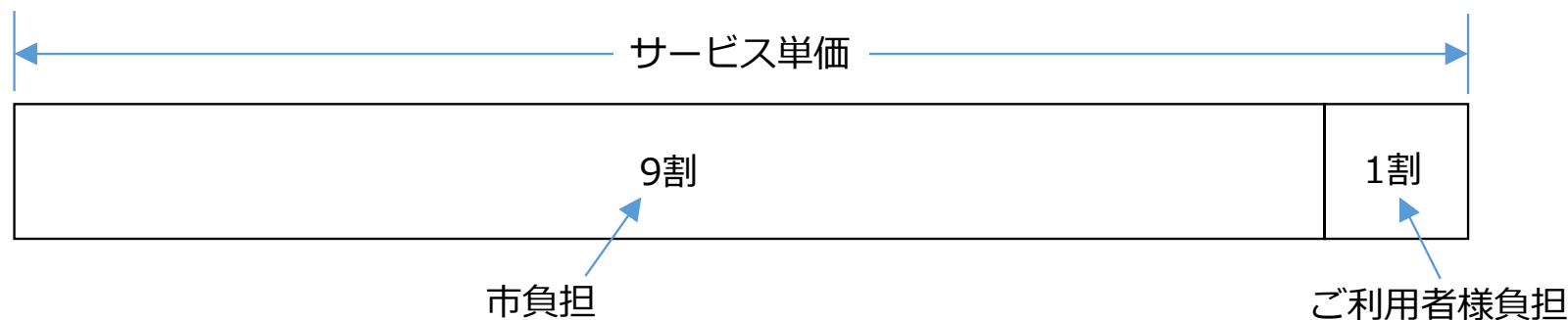
* →ご利用者様が18歳以上である場合は、「世帯の全員」ではなく「ご利用者様ご本人とその配偶者のみ」となります。

02 訪問入浴サービス事業について

- 訪問入浴サービス事業の利用にあたってご利用者様負担がある方については、ご利用者様の費用負担は、サービス単価の1割です。

(ただし、1か月の合計で37,200円が上限です。)

この点も従前と変わりありません。



(ただし、1か月の合計で37,200円が上限)

※ ご利用者様負担がない方については、市が全額(10割)を負担。

02 訪問入浴サービス事業について

- 令和7年度より、訪問入浴サービス事業のサービス単価は次のように変わります。
(ご利用者様の費用負担は、サービス単価の1割。)

現行(令和6年度まで)

	サービス単価
全身入浴1回当たり	12,725円
部分入浴又は清拭1回当たり	8,907円



令和7年度から

	サービス単価	
全身入浴1回当たり	13,419円	(+694円)
部分入浴又は清拭1回当たり	12,077円	(+3,170円)

※ 介護保険サービスの「訪問入浴介護」の報酬単位が1,266単位（清拭又は部分浴の場合は100分の90を算定）となっているため、

「全身入浴1回当たり」= 1,266単位×10.6円= 13,419.6円≒13,419円

「部分入浴又は清拭1回当たり」= 1,266単位×90/100×10.6円= 12,077.64円≒12,077円

としました。

03 日中一時支援事業について

令和6年度との変更点

○利用料が変わります（自己負担がある方のみ）

市川市では、平成21年度に日中一時支援事業を開始して以降、一度もサービス単価を変更しておりませんでした。移動支援事業のサービス単価見直しにあわせ、**令和7年4月利用分より**、日中一時支援事業のサービス単価を見直すこととしました。

これにより、ご利用者様の負担額も変わります（自己負担がある方のみ）。

※ 世帯の全員*が市町村民税「非課税」又は「均等割のみ課税」の場合や、世帯の全員*が生活保護を受けている場合は、日中一時支援事業の利用に当たってご利用者様の費用負担はありません。この点は従前と変更ありません。

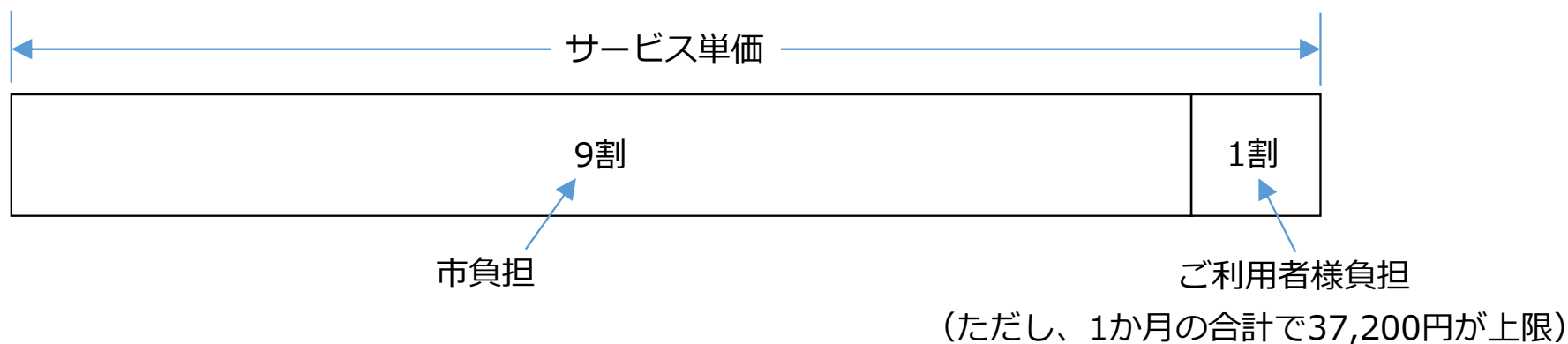
* →ご利用者様が18歳以上である場合は、「世帯の全員」ではなく「ご利用者様ご本人とその配偶者のみ」となります。

03 日中一時支援事業について

- 日中一時支援事業の利用にあたってご利用者様負担がある方については、ご利用者様の費用負担は、サービス単価の1割です。

(ただし、1か月の合計で37,200円が上限です。)

この点も従前と変わりありません。



※ ご利用者様負担がない方については、市が全額(10割)を負担。

03 日中一時支援事業について

○令和7年度より、日中一時支援事業のサービス単価は次のように変わります。
(ご利用者様の費用負担は、サービス単価の1割。)

現行(令和6年度まで)

	サービス単価	
短期入所事業者 が行う場合	1 回当たりの利用時間が 4 時間未満 のとき	<u>1,510円</u>
	1 回当たりの利用時間が 4 時間以上 8 時間未満のとき	<u>3,020円</u>
	1 回当たりの利用時間が 8 時間以上 のとき	<u>4,530円</u>
短期入所事業者 以外の者が行う 場合	1 回当たりの利用時間が 4 時間未満 のとき	<u>3,020円</u>
	1 回当たりの利用時間が 4 時間以上 8 時間未満のとき	<u>4,530円</u>
	1 回当たりの利用時間が 8 時間以上 のとき	<u>6,040円</u>
	送迎加算	片道 <u>550円</u>



令和7年度から

サービス単価	
<u>1,640円</u>	(+ 130円)
<u>3,280円</u>	(+ 260円)
<u>4,870円</u>	(+ 340円)
<u>3,280円</u>	(+ 260円)
<u>4,870円</u>	(+ 340円)
<u>6,570円</u>	(+ 530円)
片道 <u>570円</u>	(+ 20円)

※ 松戸市の単価を参考にしました。

04 問合せ先

ご質問があれば、
市川市障がい者支援課 管理グループ にお願ひします。

電話 047-712-8516